

令和8(2026)年4月21日

保護者様

大阪市立荻田北小学校
校長 川上 康之

災害時の「臨時休業」について【保存版】

本校では、非常変災時等の臨時休業について、下記のように取り決めて実施しています。このお知らせを一年間保存していただき、ご確認いただきますようお願いいたします。

記

次の場合は、臨時休業となります。

- ★午前7時の時点、もしくは午前7時を過ぎて始業時刻までに、
 - ア 大阪市に「暴風警報」もしくは「暴風雪警報」または「特別警報」が発令された場合。
 - イ 住吉区内において大和川が河川氾濫の警戒レベル3（高齢者等は避難）、警戒レベル4（全員避難）が発令された場合。
 - ウ 大阪市内のいずれかの地域において震度5弱以上の地震が発生した場合。
(午前7時以前も含む。)
- ★大阪市災害対策本部が設置され、大阪市長及び大阪市教育委員会から指示があった場合。
- ★学校長が教育活動の実施が困難と判断した場合。

※河川氾濫による臨時休業については、気象庁等から出されるものではなく、大阪市長が発令する避難情報に基づいての判断となります。

※臨時休業になった場合は、「いきいき活動」も中止になります。その他、学童等につきましては、各自でご確認ください。

※非常変災時には、学校から「ミマモルメ」にて連絡をします。必ず「ミマモルメ」にご登録いただきますようお願いいたします。

除外した項目

エ 「南海トラフ地震に関する情報」（臨時）のうち、大規模な地震発生の可能性平常時に比べてが相対的に高まったと気象庁から発表された場合。